

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

7月25日(金)に2つの給付金申請書を送付します。申請は7月28日(月)～10月31日(金)の消印まで有効です。

(給付金の申請は、平成26年1月1日現在で住民基本台帳に登録のある市区町村へお願いします)

消費税率の引き上げに伴い、国では所得の低い方と子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給することが決まりました。

臨時福祉給付金申請書が送付される方 (対象予定者)

- ◎市民税・県民税が非課税の個人※1または、非課税世帯の生計中心者(世帯主など) ※1平成26年度の市民税・県民税が課税されている方の被扶養者等(税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、事業専従者)を除く
- ◎未申告者(平成26年4月1日現在、20歳以上の方で所得または扶養者が確認できない方など)

臨時福祉給付金申請書が送付されない方 (対象外)

- ◎平成26年度の市民税・県民税が課税されている方(納税通知書が届いた方、会社の給与から市民税・県民税が天引きされる方)

臨時福祉給付金の支給対象の方

対象者(以下の条件を満たす方)

- ◎平成26年1月1日現在、我孫子市の住民基本台帳に登録がある方
- ◎平成26年度の市民税・県民税が非課税の方
- ◆ご自身を扶養している方が課税されている場合(事業専従者を含む)、生活保護制度の受給者となっている場合などは除きます。

給付額

- ◎1人につき1万円
- ◎支給対象の方で※2に該当する方は5000円を加算

子育て世帯臨時特例給付金申請書が送付される方 (対象予定者)

- ◎平成26年1月1日現在、我孫子市の住民基本台帳に登録があり、平成26年1月分の児童手当・特例給付の支給を受けている方
- ◎平成26年1月1日に出生した児童や、転入した児童を養育し、かつ平成26年2月分の児童手当・特例給付の支給を受けている方

子育て世帯臨時特例給付金申請書が送付されない方 (対象外)

- ◎平成25年の所得が児童手当・特例給付の所得制限限度額(下表※3)を超えている方
- ◎臨時福祉給付金の対象となる方および生活保護制度の受給者となっている方

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象の方

対象者(以下の条件を満たす方)

- ◎平成26年1月1日現在、我孫子市の住民基本台帳に登録がある方
- ◎平成26年1月分の児童手当・特例給付の支給を受けている方(平成26年1月1日に出生した児童や、転入した児童を養育し、かつ平成26年2月分の児童手当・特例給付の支給を受けている方を含む)
- ◎平成25年の所得が、児童手当・特例給付の所得制限限度額を超えていない方

給付額

- ◎児童1人につき1万円

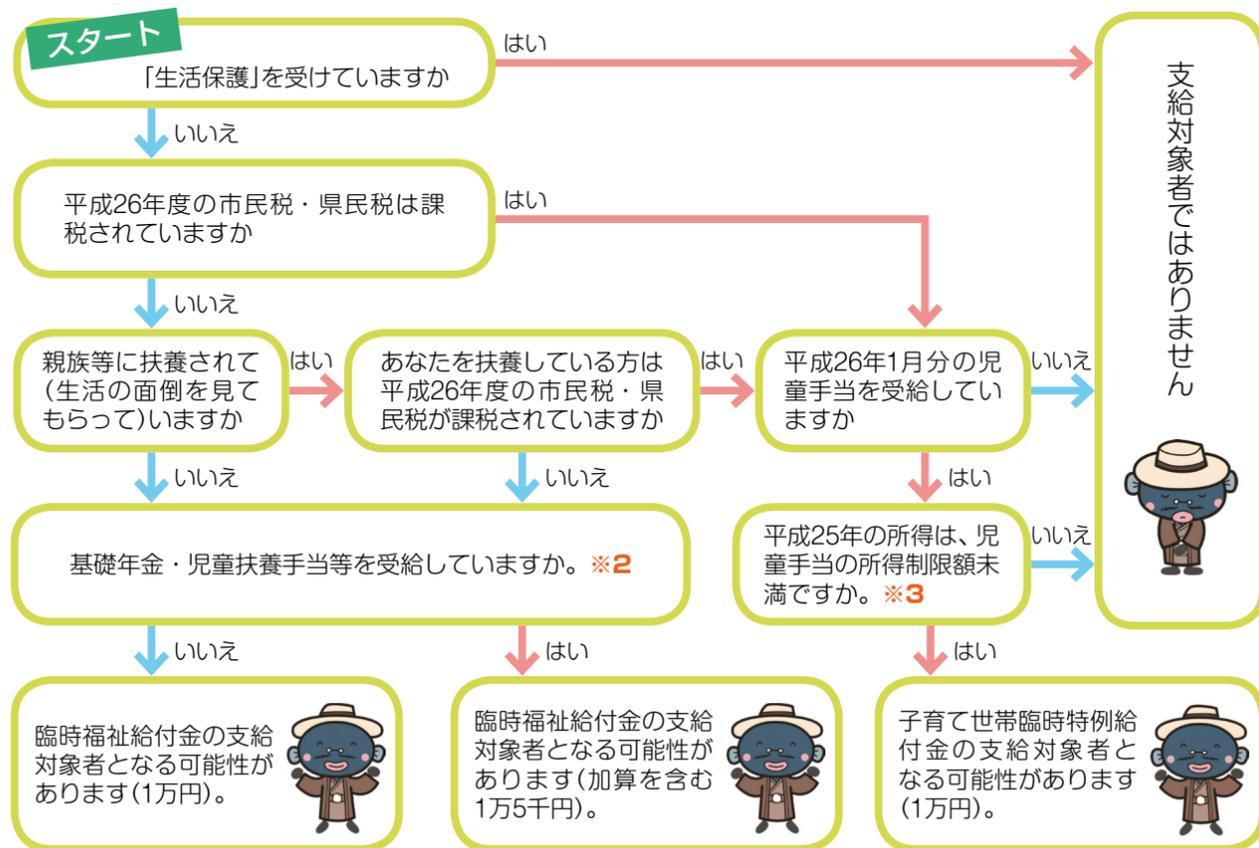
両方の申請書が届いた方は、「臨時福祉給付金」のみを申請してください。

給付金支給対象者診断フローチャート

我孫子の観光PRキャラクター「手賀沼のうなぎちゃん」



このフローチャートは「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者であるかどうかを判断するためのおおまかな目安を示しています(あくまでも一般的な場合を想定しているため、必ずしも当てはまらない場合もありますので、ご了承ください)。



※2 次の手当等を受給している方は、臨時福祉給付金に5000円が加算されます。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
 - 児童扶養手当
 - 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
 - 原爆被害者諸手当
 - 毒ガス障害者対策手当、ガス障害者対策手当
 - 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
 - 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
 - 副作用救済給付または感染救済給付
- ◆参考として裏面の補足説明をご覧ください。

注意事項

- 複数に該当しても加算は5000円です。
- 基礎年金等については、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- その他の手当等については、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。
- 全額が支給停止されている方は対象となりません。

※3 所得制限限度額表

扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

6人目以降も、1人増えるごとに38万円を所得制限限度額に加算します。

◆収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。所得審査は所得額で行い、給与所得のほかに所得がある場合はその分も含んで所得審査を行います。

市民税・県民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

給与所得者

区分	非課税限度額(給与収入ベース)
単身	965,000円
夫婦	1,469,000円
夫婦子1人	1,879,999円
夫婦子2人	2,327,999円

公的年金受給者等(平成26年1月1日現在)

区分	非課税限度額(年金収入ベース)	
単身	65歳以上	1,515,000円
	65歳未満	1,015,000円
夫婦	65歳以上	2,019,000円
	65歳未満	1,592,001円

事業、農業、不動産所得者

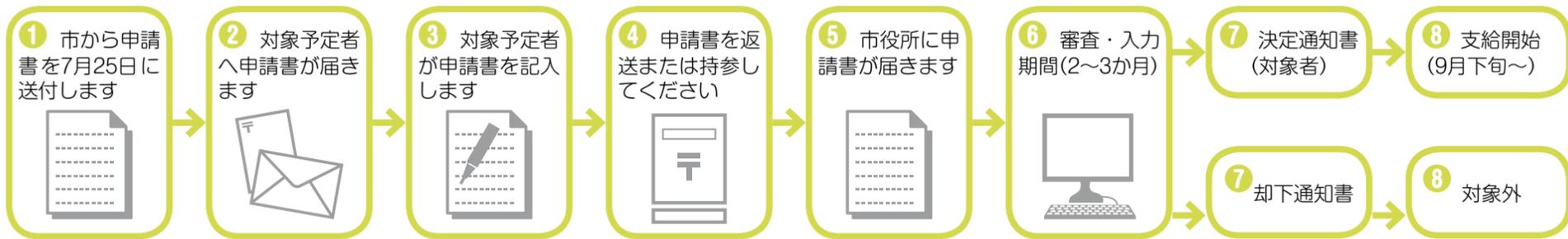
区分	非課税限度額(所得ベース)
単身	315,000円
夫婦	819,000円
夫婦子1人	1,134,000円
夫婦子2人	1,449,000円

収入金額から必要経費等を差し引いた額

手続きの流れ

申請書を送付してから支給完了までの流れを示しています。

該当すると思われる方に申請書を送付します。申請書に記入後、市へ返送または持参してください。市では、審査後、決定通知または却下通知を送付します。その後、ご指定の口座に入金しますが申請から口座への入金までは、約2～3か月を要します。ご了承ください。



給付金の受け取り方法

口座振込

原則、金融機関の口座への振り込みとなります。

◆休眠口座（過去3～5年間使用していない口座）への振り込みは出来ません。

現金給付

金融機関の口座をお持ちでない方に限りです。

申請書の記入は正確にお願いします

（給付金を返していただく場合があります）

給付金の支給後、平成26年度分の市民税・県民税が課税されていることや、課税者の扶養親族であること等、臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還していただくこととなりますので、申請書の記入は正確をお願いします。

また、加算措置分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還して

いただきます。

子育て世帯臨時特例給付金の支給後、修正申告などにより所得変更があり、児童手当の所得制限限度額を超えた場合または臨時福祉給付金の対象となった場合等の理由により子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者でなくなった場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還していただきます。

よくある質問Q&A



Q1. 臨時福祉給付金とは、どのようなものですか。

A 平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられたことにより、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として支給するものです。

Q2. 子育て世帯臨時特例給付金とは、どのようなものですか。

A 平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者で平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方に支給するものです。

Q3. 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童と、臨時福祉給付金の支給対象者については、どのような関係になりますか。

A 臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象児童からは除かれることとなります。このため、平成26年度の市民税・県民税が課税されていない方に扶養されているお子さんに対しては臨時福祉給付金が支給され、保護者に対して子育て世帯臨時特例給付金は支給されません。

Q4. 支給対象者は、対象者個人になりますか。給付金を申請する際は、個人単位で行うことになりますか。

A 支給対象者は対象者個人となります。ただし、申請者の負担の軽減および業務の効率化の観点から同一世帯にいる扶養者およびその扶養親族等が支給対象者となる場合には、1枚の申請書で申請をすることとなります。

Q5. 支給対象者に外国人は含まれますか。

A 平成26年1月1日現在、住民基本台帳に登録があり、かつ給付金の支給が決定される日に中長期在留者である方は、国籍に関係なく支給対象者に含まれます。申請時には、在留カードや特別永住者証明書の写しなどが必要となります。

Q6. 平成26年1月1日に出生した方は、支給の対象になりますか。また、1月2日以降に出生した方はどうなりますか。

A 平成26年1月1日に出生した方については、同日に出生したとして住民基本台帳に登録されることになり、他の支給要件を満たせば支給対象になります。

一方で、1月2日以降に出生した方については、対象になりません。

Q7. 支給決定前に死亡した方には支給されますか？

A 支給されません。

Q8. 平成26年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか。

A 今回の2つの給付金は平成26年1月1日現在、住民基本台帳に登録のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、平成26年1月1日現在でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q9. 市民税・県民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか。

A ご自身の給与明細書の「市民税・県民税」の項目に課税額が記載されている場合、または平成26年度分の納税通知書がすでに届いている方は課税されています。

Q10. 給付金の受け取りはどのような方法になりますか？

A1. 口座振込…原則、銀行口座への振り込みとなります。

◆海外において開設された金融機関で受け取ることはできません。

◆過去3～5年間使用していない休眠口座への振り込みはできません。

A2. 現金給付

◆銀行口座をお持ちでない方に限ります。

補足説明（参考）

	用語説明
老齢基礎年金とは	国民年金保険料を納めた期間（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者）と保険料の免除を受けた期間が、原則として25年以上ある方が65歳になってから支給されます。
障害基礎年金とは	国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有するときに、初診日がある病気やけがにより障害の状態になり、日常生活に制限を受ける状態になったときに支給されます。また障害の程度により1級と2級に分かれています。
遺族基礎年金とは	国民年金の被保険者期間中の死亡または老齢基礎年金を受ける受給資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻（夫）」または「子」に、子が18歳到達年度の末日まで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合には20歳になるまで支給されます。
児童扶養手当とは	父母の離婚などにより父親または母親と一緒に生活していない児童について、その育成を援助するために手当を支給する制度です。
特別障害者手当・障害児福祉手当とは	精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方に支給される手当です。
特別児童扶養手当とは	家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。

問い合わせ

- ◎給付金の概要・制度について(国)特設コールセンター☎0570-037-192
- ◎社会福祉課(臨時福祉給付金)◎子ども支援課(子育て世帯臨時特例給付金)専用ダイヤル☎7185-1858(6月20日(金)～、平日午前9時～午後4時30分)

注意

振り込み詐欺にご注意ください。電話による振り込み先の確認やATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。

